省　令

○法務省令第四十二号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十二日　　法務大臣　滝　　実

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一多摩西人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

東京法務局八王子支局の戸籍及び公証に関する管轄区域	

別表第一多摩東人権擁護委員協議会の項の次に次のように加える。

大多摩人権擁護委員協議会	福生市	東京法務局西多摩支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十二日　　農林水産大臣　郡司　彰

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のセの表イミダクロプリドの項中「0.1ppm」を「0.05ppm」に、「6 ppm」を「0.5ppm」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十一月二十二日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年十一月二十二日　　人事院総裁　原　　恒雄

人事院規則一〇―四―一九

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「27」を「30」に改める。

別表第二第一号中48を51とし、47を50とし、46の次に次のように加える。

47　インジウム化合物
48　エチルベンゼン
49　コバルト及びその無機化合物

別表第二の二第二号中27を30とし、26を29とし、25の次に次のように加える。

26　インジウム化合物
27　エチルベンゼン
28　コバルト及びその無機化合物

別表第四の二第六号中「又は取り扱う」を「若しくは取り扱う業務又はその製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日　　国家公安委員会委員長　小平　忠正

第一号の表四百八十三号の項中「丹波市から朝来市まで」を「養父市から丹波市まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十一月二十四日から施行する。

○総務省告示第四百一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日　　総務大臣　樽床　伸二

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九一〇 A三E　五、九五五 A三E　六、一一〇	午前五時から午前六時まで
		A三E　五、九一〇 A三E　五、九八五 A三E　六、一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十二日　　中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

被登録資格の決定の基準となる日	平成二十四年十二月三日 ただし年齢については 平成二十四年十二月十六日
登録を行う日	平成二十四年十二月三日
縦覧に供する期間	平成二十四年十二月四日

○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第二項の規定に基づき、平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院議員の選挙が行われる際に行うこととされている在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十二日　　中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

平成二十四年十二月四日